

景観配慮事例のご紹介

尾道市では、良好な景観を形成するため、平成 22 年 4 月から市全域を景観計画区域とし、建物等の新築や増改築、外観の変更等を行うときの形態意匠等について制限を定めています。

また、平成 19 年度施行の「尾道市屋外広告物条例」により、屋外広告物の表示面積や色彩等についての制限も定めています。

今年度、大規模な店舗の新築や改修が行われ、中でも特に景観に配慮していただいた事例をご紹介します。

<p>【ご協力者】 株式会社ハローズ 様 (福山市南蔵王町六丁目 26 番 7 号)</p>	
<p>【ご協力年月】 平成 29 年 8 月</p>	
<p>【景観配慮内容】 屋外広告物</p> <p>景観地区外ではあるが、屋上広告物が千光寺山等の斜面地から眺望できる位置にあるため、夜間景観に配慮し、北面には照明装置を設置しないこととした。</p>	
<p>【現地写真】 場所：尾道市向島町 5533-47 ハローズ向島店</p>	

<p>【ご協力者】 株式会社ビッグ・エス 様 (香川県高松市多肥上町 1210 番地)</p>	
<p>【ご協力年月】 平成 29 年 11 月</p>	
<p>【景観配慮内容】 建築物の形態意匠</p> <p>大規模な建築物は景観に与える影響が大きいため、外壁の色彩はコーポレートカラーである赤・青・黄色の組み合わせを使用せず、周囲の住宅地の景観になじむ温かみのある落ち着いた色彩とした。</p>	
<p>【現地写真】 場所：尾道市古浜町 7-13 ケーズデンキ尾道店</p>	